

# 国民と森林

2006年・夏季  
第 97 号



国民森林会議

# スギヤのススメ

安藤邦廣

(建築家 筑波大学教授)

## 仮屋建て

「京の町家再生」をテーマとした全国的な研究集会が今年の二月に京都で開かれた。京の都の伝統的な住まいとしての町家が急速に取り壊されてゆく一方で、その保全や再利用が活発に試みられている。その数は全体から見ればまだわずかな例にすぎないが、その都市住宅としての優れた特性を再評価して、暮らしの知恵とともに現代に生かし、未来に開く糸口を見いだすための、貴重な報議論が交わされた。翌日、町家再生に取り組む京町家作事組の案内と現場を訪ね、そのつくりや材料をつぶさに見ることができた。これまで、西陣や祇園に残された町家は何度か訪ね、その外観や店のつくりについてはある程度理解していたが、内部のつくりや木材の使い方は、外観からは想像もつかない、創意工夫に溢るものであった。

今日に残る京の町家は幕末の大火灾後に建てられたものがほとんどであるが、そのかたち

が完成したのは、戦国の乱世が終息して平和な時代を迎えた江戸中期の頃とされている。そしてその形式は明治、大正、昭和の戦前まで受け継がれ、今日に生き延びてきたものである。

今回の研究集会で特に印象に残ったのは、京町家の研究者として知られる日向進、京都工芸織維大学教授の報告による「仮屋建て」という言葉に関する次の節であった。「町家住まいの方が自らの住居に対して「仮屋建て」という言いまわしをされることがある。身近な素材に精緻な技術や感性が注入され、洗練された造形として結実しているのが京町家であり、「仮屋」のようにさりげなく組み立てるための工夫を積み重ねてきたのが、京都の建築の伝統であった。

「仮屋建て」という言葉には、優れた生活文化をつくりあげてきたことに対する自負心が込められている。一方、木造の建築が密集する都市の居住者にとって、人知を超えた不慮の災は避けられるものではない。木材などいくら入念に吟味したところで、一朝火が出ればたちまちすれば、仮屋建てという呼び方には、災害復旧の

べては灰燼に帰してしまうはかない存在でしかない。「仮屋建て」という表現には、そうした人生觀が働いているようにも思われる。さらに日向教授によれば、これは万事自立たざることを旨とする京都人特有のへりくだつた表現でもあるが、それと同時に「仮屋建て」という呼び方に京町家のつくりの特質の一端が表れていいのではないかと日向教授は指摘したのである。

仮屋建てとは火災等に被災したあとに応急的に建てたもの、いざれ本格的な普請ができるまでの間に合わせの仮住まいといった意味であり、おのずと簡素でつましいたたずまいにそれは重なる。室町時代の終わり、応仁の乱が始まる戦国時代の戦火や大火にたびたび見舞われてきた京都の町家にとって、防災と被災後の復旧は宿命的な建築課題であった。そこにおいては本格的な普請がかなわず、仮屋住まいのままあるいは仮屋建てを繰り返すうちに、そのつくり方が定着することは十分に考えうる。見方を変えれば、仮屋建てという呼び方には、災害復旧の

## 目 次

# 季刊 国民と森林

No.97 2006年夏季号

■ スギヤのススメ	安藤 邦廣	..... 2
■ 御遷宮用材と宮城林	木村 政生	..... 6
■ 県民参加による新たな「とやまの森づくり」へ向けて	松井 俊成	..... 14
■ 新刊紹介—国民森林会議編 森林の再生に向けて		
－環境と生産の両立を考える－		..... 20
■ 切り抜き森林・林政ジャーナル		..... 21
■ アトランダム雑誌切抜き		..... 23
■ 国の行政機関の定員の純減について		..... 31

「巻頭言」は都合により休載します。

### 初夏の槍ヶ岳

撮影地 北アルプス連峰にて

清水洋嗣(岐阜県高山市在住)

北アルプス連峰にもようやく梅雨あけとともに、夏山シーズンの到来双六小屋を後に槍ヶ岳山頂をめざす、ところが梅雨のなごりかいつもは目の前にき然として立ちはだかる槍ヶ岳が、一面まっ白のペールに隠れ姿を見せてくれない。

「姿を見せてくれ・一枚でいいから撮らせてくれ」願いつつ待つこと三時間、ようやくペールを脱ぎ槍ヶ岳の稜線をたどる縦走路とともにき然とした槍が姿を見せてくれた。

「ありがとう」夢中でシャッターを切る。

表紙の言葉

目次題字 隅谷三喜男

ための仮屋こそがじつはもっとも防災的な建築であるという逆説的な考え方が潜んでいるともいえる。つまり災害において被害を最低限度にとどめることができる堅牢なつくりが理想的であるが、現実的にはむしろ、被災しても素早く復旧できる建築システムを整備することが有効であるという考え方がある。「仮屋建て」という概念から導くことができる。

ところで私はかねがね京都の建築の成立には木材資源の不足が定常化した社会背景が強く働いていた。たとえば数寄屋や茶室はその極致の表現に見えるし、曲がりくねった細い丸太を大切に用いた意匠にそれは歴然と

表れている。木材に代わる植物資源として竹やヨシや萩等を多用すること、さらに壁は土と藁でつくることで、木材利用の割合は著しく低下している。このような木材利用の効率化が徹底された建築、これが京町家にもそのまま当てはまり、それが「仮屋建て」という呼び方に表れている、と私なりに納得したのである。しかしこの京都の建築の仮屋建的な特質は、決して安普請を意味しない。というのもたとえ材料をいくら節約したところで手間がかかれば全体としてもむしろ高くつくこともあるからで、それは現代において草庵茶室がもっとも高級な建築であることを見れば明らかだろう。木材資源の不足

### 京町家のスギ

と豊富で厚い職人の層という状況での合理的なつくりが京町家の目指したところであり、限られた素材を生かす技に京都の建築の特質があると日向教授の指摘するとおりである。その一方で、限られた素材の求め方あるいは新しい木材資源の開発にも、この仮家建ての知恵と工夫が働いていたのであり、そのひとつがスギという資源の見直しであったのではないかと私は考えている。

このような防災と仮屋建ての視点に立って、京町家のつくりを観察すると、スギという木材

資源が重要な役割を果たしていたことが見えてきて興味深い。京町家は間口三間を基本とし、奥行きはその三倍以上のいわゆるうなぎの寝床のかたちで、間口三間のうち一間は通り庭と呼ばれる土間で、残りの二間に居室を設ける。この居室部分は二階建てであるのに対し、土間部分は吹き抜けとなっている。両側の壁は敷地いっぱいに建てられ、隣家とは隙間なく接している。屋根は前後に葺き下ろし、屋根裏を二階の居室として有効に利用している。防火上もつとも重要なのは隣地と隔てる両側の壁で、このつくり方に京町家の特徴が端的に表れている。

この壁を構成する柱は側柱と呼ばれ、半間（京間では約九六センチ）間隔で立ち並ぶ。側柱は相互に貫でつながれ、小舞下地をかけて土壁塗りで仕上げ、耐震壁であると同時に防火壁となっている。ここで興味深いのはこの側柱がすべて通し柱として、それで屋根を直接支えている点で、他の地域では見られない京町家特有の構造といえる。しかもその側柱はスギの小径丸太を二面だけ製材し、厚さ三寸（九センチ）、幅四寸（一二センチ）から五寸（一五センチ）の太鼓状の断面に加工したもので、その長さは六メートル前後で、先是直径三寸ほどの丸太になる。

今日でいうところのスギの間伐材、あるいは足場丸太を面皮付きあるいは丸太のまま活用した構造とができる。このようなスギの小径丸太に必要最小限の製材加工を施した部材の使用は、屋根を支える母屋、たるき、小屋束あるいは一階床組等の町家の外回りを構成するほ

とんどすべてに及ぶ。それに対して土間と部屋の交差部に立つ柱は、ヒノキやツガの角材を用いた通し柱で、太いマツの二階床梁としづかに組んで、町家の骨組みの中核部を固めている。この中核部の構造は他の地方の町家や民家の構造に普遍的に見られるもので、むしろスギの小径材を多用した側回りのつくりに京町家の特徴があり、そこに目を向けると仮屋建てと称する所以が納得される。

ところで、町家の両側の壁は隣家に接して建てられるので外側には施工の余地がないが、この壁の施工法にも京町家独自の工夫がみられる。すなわち建て方に際して、まず側柱と貫を壁面としてあらかじめ地面で組んでから建て起こすという方法で、これは二階屋根までの通し柱の大壁面が一気に立ち上がるわけで、生産性の面でも極めて効率が良いといえる。大型の施工機械のない時代に、このようななれ技は、用材がスギの小径丸太という細くて軽い木材だからこそ可能であった。このように、町家にとってもっとも重要な側壁を、まるで足場や仮設物を組むような迅速さでつくりあげていたわけで、ここにも「仮屋建て」のいわれがあるのである。

奈良平安時代から鎌倉時代までの社寺建築の建築用材としては、ヒノキが主体で、小屋梁に曲げに強いマツの占める割合が高まり、それまで小屋梁としての野物（製材していない丸太や辺材をはつり落としたもの）以外に梁桁等の仕上げとして見える部分にもマツが多用されるようになる。しかしそギは板戸等の造作材や下地材としての利用以外に、主要構造材として用いられた例はほとんどない。室町時代後期に成立した武家住宅としての書院造りは、それまで太い丸柱であったのに対し、細い角柱に変るが、材料としてはヒノキが主であることに変わりがない。スギが柱として、また下地材や造作材として主要材料となるのは、戦国時代から桃山時代に成立した数寄屋に始まる。その意味で数寄屋はスギヤなのであり、京町家もまたスギヤといえる。

数寄屋の柱はスギであり、草庵茶室の場合はスギの面皮柱に決まっている。また母屋や桁や垂木にも細いスギ丸太を用いるのが決まりとなつていて。さらに、縁側にはスギの縁甲板張りを、天井にはスギのヘキ板の網代を、腰壁には杉皮を用いるのも数寄屋造りの定型となつていて。木材以外の竹や草や土を多用するのは数寄屋や茶室の特徴であることは先に指摘したところであるが、木材についてみるとそれはスギにつきるといつても過言ではないほどである。

数寄屋の材料としてのスギは京都の北山スギが有名であり、今日、面皮柱や絞丸太などの高

## 数寄屋はスギヤ

スギの小径丸太を多用した建築はそれまでの建築にはなかった画期的なものであるが、それは同時に木材資源としてのスギの見直しであつたと私は思う。

奈良平安時代から鎌倉時代までの社寺建築の建築用材としては、ヒノキが主体で、小屋梁に曲げに強いマツの占める割合が高まり、それまで小屋梁としての野物（製材していない丸太や辺材をはつり落としたもの）以外に梁桁等の仕上げとして見える部分にもマツが多用されるようになる。しかしそギは板戸等の造作材や下地材としての利用以外に、主要構造材として用いられた例はほとんどない。室町時代後期に成立した武家住宅としての書院造りは、それまで太い丸柱であったのに対し、細い角柱に変るが、材料としてはヒノキが主であることに変わりがない。スギが柱として、また下地材や造作材として主要材料となるのは、戦国時代から桃山時代に成立した数寄屋に始まる。その意味で数寄屋はスギヤなのであり、京町家もまたスギヤといえる。

数寄屋の柱はスギであり、草庵茶室の場合はスギの面皮柱に決まっている。また母屋や桁や垂木にも細いスギ丸太を用いるのが決まりとなつていて。さらに、縁側にはスギの縁甲板張りを、天井にはスギのヘキ板の網代を、腰壁には杉皮を用いるのも数寄屋造りの定型となつていて。木材以外の竹や草や土を多用するのは数寄屋や茶室の特徴であることは先に指摘したところであるが、木材についてみるとそれはスギにつきるといつても過言ではないほどである。

数寄屋の材料としてのスギは京都の北山スギが有名であり、今日、面皮柱や絞丸太などの高

級数寄屋材料の产地として特化している。台  
ギに代表されるそのスギの小径木の効率的生産  
方式は比類のないもので、その北山林業の成立  
は室町時代とされている。数寄屋以前のスギの  
用途は、建築用材よりはむしろ造船や樽桶など  
の産業用製品に主力があり、その使い方として  
は板材が中心であった。太くまっすぐに早く育  
ち、軽くてしなやかなスギの特性が生かされて  
きたが、それは大木としてのスギの利用法とい  
える。建築においても板戸や建具材は樹齢一〇  
〇年以上のスギでなければ使えない。それに対  
して北山林業は樹齢三〇年以下の若いスギを量  
産する方式で、それまでのスギが主として天然  
林の利用であったのに対して、植林と育林を積  
極的にすすめる労働集約型の人工林をつくる点  
で画期的な林業であった。

桂離宮は数寄屋の完成された姿をもつとされ  
るが、そのスギの柱には背割りが施されている  
ことが修理工事で確認されている。背割りは木  
材の干割れを抑えるための工夫であるが、いま  
のところ背割りは桂離宮が作られた江戸初期に  
始まるとしている。スギの小径丸太は特に干  
割れが深刻な問題で、これを柱として用いるた  
めには背割りの工夫が必要であった。またスギ  
の細い丸太を構造材として利用するために、丸  
太そのままあるいは最低限度の製材を施したい  
わゆる面皮柱として用いる工夫が生まれた。こ  
うしてスギの小径木が構造用材として見直され  
たのである。

このように、スギの小径木の量産技術と、そ

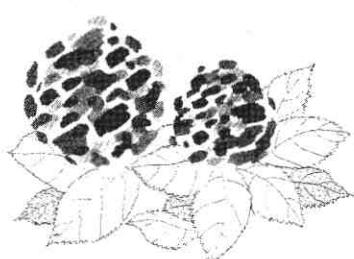
の欠点を補う背割りや面皮柱の技術開発は、戦  
乱の続く京の都において、不足する木材資源の  
有効利用と、迅速な復旧に適した住宅構法開発  
という時代的要請に応じて成立したものとみる  
ことができる。その結果出現したのが京町家の  
仮屋建てであり、数寄屋という建築様式ではな  
いかと私は考えている。

## 現代のスギヤ

およそ五〇〇年前に誕生した数寄屋は、スギ  
の樹木としての性質や用材としての特性を見極  
め、その時代に見合ったスギ利用の循環のシス  
テムを構築したものであった。その三〇年以下  
の短伐期の利用システムは、造林においても施  
工においても労働集約型で、高度な技能と層の  
厚い職人の存在が不可欠であった。

第二次大戦の戦後復興にあたって、スギはま  
たそのための資源として、全国的に大量に造林  
され、今日その有効利用が重要かつ緊急の課題  
となっている。その樹齢の分布は三〇年を頂部  
とした山状であり、四〇～五〇年生のものを伐  
採して植林を継続することで、その資源の持続  
的な利用が可能となる。四〇～五〇年生のスギ  
は四寸角（一二センチ）の柱材としてはやや太  
すぎる。中目材と呼ばれる直径が二〇センチか  
ら三〇センチの丸太は柱材というよりはむしろ  
板材としての利用に向いている。

木材資源が不足し、職人の豊富な五〇〇年前  
の数寄屋では面皮柱に土壁のつくりが生まれた。  
それは細くて薄い木材利用が特徴である。木材



# 御遷宮用材と宮域林

木村政生

(神宮自然保護委員)

## 遷宮は新材料・古材は再利用

神宮というのは、第二次大戦後、宗教法人となつて、登録名は神宮という登記です。他の神宮は熱田神宮とか明治神宮とか、全部その上に何かの名詞が付いていますが、伊勢の神宮だけは宗教法人として登記されている名称は神宮です。

神宮は式年遷宮を二〇年ごとに斎行しています。これは壬申の乱に天武天皇が吉野から降られて、軍隊を招集されたときに、戦勝のために鈴鹿から神宮を遙拝をして戦いに勝ったので、遷宮するのが天武天皇の宿願であったことから始まつたようです。

二〇年というのは、後の学者の方々が、二〇年は技術を継承するのにいいし、その当時の人間の平均年齢から言えば、そういうことになるのではないかと言われます。私は、天武天皇が二〇年と決めたから二〇年だと思っています。式年と言うのは、二〇年に一度という定めの年で、遷宮は新しいお宮に宮遷しをすることです。

第一回の遷宮は、天武天皇の皇后であられた持続天皇の六九〇年に内宮の遷宮がありまして、その二年後に外宮の遷宮を斎行しております。律令政治の集大成として延喜式が作られました。延喜式の中に各神社の名前が出てきますが、その神社の名前は、他の神社は全部何々神社とあります、神宮に関しては「大神宮」と書いてあるだけです。「大神宮を二〇年に一度、御正殿と宝殿及び外幣殿を造り替える。これは全部新材を採って造る。あの殿舎は、古い材と新しい材を使いなさい」と延喜式にあります。ですから、最初から用材は古い材もリサイクルされていましたと言えます。今、一番わかりやすいリサイクルは、内宮の宇治橋の両側に大きな鳥居が建っています。これは御正殿の棟持柱として二〇年使われた後、削り直して鳥居の柱になります。宇治橋の両側の鳥居の柱になつた材が、そこで二〇年使われますと、次の二〇年は、い

## 木の文化を継承

神宮の御正殿に関しましては、正確な設計書は、明治以降にならないとできたとはいませ

ん。ということは、遷宮の年には古いものと新しいものが両側の敷地に建っています。古い御神殿から新しい御神殿に御神体が移りますから、古い殿舎を解体するまでは、新しいものと古いものが建っていますから、構造の見本はそのまま建っていますので設計書は要らないと言えると思います。

御社殿の規模は、一番古い記録として出てきていますのが、正倉院文書の中に、天平一九年（七四七年）時の第四回の遷宮ものを、書いたのだと想いますけれども、「皇大神宮殿舎金物飾注文」というものの中に殿舎の寸法があります。もう一つ八〇三年に神宮自体が作って朝廷へ出したものです、延暦の儀式帳が外宮内宮ともにありますし、現在のものと、この三つのものの寸法はほとんど変わりありません。殿舎の規模は、最初から現在まで変わっていないと考えていいと思います。一三〇〇年以上前から現在まで受け継がれてきた。木の文化として継承されてきたと考えていいと思います。

## 御杣山の歴史

新しく造替する御用材を伐り出す山を御杣山と言います。御杣山というのは、現在もそうですが、どこを御杣山に決めるか陛下のご治定を受けます。現在でも陛下の御治定を受けて、木曾山に決まりました。用材を伐り出す最初の祭りが、山口祭と言つて、現在でも内宮の分は神路山の麓にある石井神社の跡地で行いますし、外宮の山口祭は、高倉山の麓で行います。元々、

外宮と内宮の御杣山は、内宮は現在の宮域林である神路山であり、外宮は外宮の神域である高倉山を中心とした山から御用材を伐りだしていなかったので、現在の山口祭はこのような形で受け継がっています。

山口祭が終わりますと、御杣始祭をそれぞれの御杣山として決まった山で行います。今回の御杣始祭というのは、昨年六月に木曽で行いましたし、裏木曽ではご用材伐採式を行つております。

ご用材を切り出す御杣山の変遷は、最初から全部神宮の裏山で伐つてきましたが、第一八回、寛仁三年（一〇一九年）の時に志摩の国、瞬ですが宮域林の尾根を超えた東側にある、伊雑の神戸というところで木を伐つています。そのとき神路山の木がなくなつたと、神道の学者たちは言いますが、私はそうではないと。その理由の中に、「仔細これあり」と書いてあります。

内宮の御杣山がこの次にここから移動するのは興國四年（一四四三年）です。外宮は内宮の二年後に遷宮するものですから、二年遅れていますが、第三回の一四五五年と一四四三年に外宮も内宮の御杣山も、内宮の分は三河の国設楽山、豊川の上流の段戸国有林のあたりだと同定されている人がおりますから、これはそれでいいと思つています。

外宮の御杣山は美濃白川山で、岐阜県の加茂郡の白川山だと私も考えますし、他の学者もそう言つておられます。ですが、これを王滝の白川山だと言われる方がおります。私は絶対に王滝まではいっていないと想えてます。と言いましては、その後、江戸時代に木曽の湯船沢山へ移つてから、木曽山が湯船沢山の材がだんだ

います。文永五年（一二六八年）の第三回の遷宮に阿曽山と出でますが、これは伊勢からおよそ五、六〇キロ上にある、宮川の上流にいきなりとんでいったとは考えられませんので、宮川を上流へ伐り進みながら、ここへ行ったのが資料に最初として阿曽山と出てきたのだと思ひます。阿曽山は、大宮町といいまして、宮川の支流の大内山川のほうです内宮の御杣山は嘉元二年に江馬山へ移つていったのが最初でこれは宮川の本流です。このあたりで、神路山の材を伐り尽くしたと考えていいと思います。ですけれども、これから後の資料を見ますと、神路山で伐り出したものと、宮川の江馬山で伐り出したものと両方使つていますから、全然なくなつたとは言えないと思ひます。

内宮の御杣山がこの次にここから移動するのは興國四年（一四四三年）です。外宮は内宮の二年後に遷宮するものですから、二年遅れていますが、第三回の一四五五年と一四四三年に外宮も内宮の御杣山も、内宮の分は三河の国設楽山、豊川の上流の段戸国有林のあたりだと同定されている人がおりますから、これはそれでいいと思つています。

外宮の御杣山は美濃白川山で、岐阜県の加茂郡の白川山だと私も考えますし、他の学者もそう言つておられます。ですが、これを王滝の白川山だと言われる方がおります。私は絶対に王滝まではいっていないと想えてます。と言いましては、その後、江戸時代に木曽の湯船沢山へ移つてから、木曽山が湯船沢山の材がだんだ

ん無くなつたときに、木曾は尾張藩の管理でしたから、尾張藩は木曾のどの谷で伐つてもいいと言つてゐるのですが、神宮としては、幕府からくる遷宮の費用が限られてるので、木曾川の奥まで行って伐るだけの経費がなかつたと考えます。そのときに神宮の断り方は、「神宮の御用材は大きいので、上流には寝覚ノ床」という難所があるので、ここを材木が通過するのが困難だから、これから上流へは行けません」と断っています。よく読んでみると、実情は神宮に資金がなかつたことに尽きると思ひます。

ましたから、そのほうが神宮にとつて楽だった。天正一三年の第四回遷宮は、秀吉が資金を出しました。第五九回までは、何らかの形でその時の政府の資金で遷宮費用を賄っています。

三河の設楽山と岐阜の白川山へ行つた理由は、大杉の江馬で伐っていたけれども、このときから、南北朝の戦乱になりました。宮川の上流のあたりは、南朝の北畠の勢力下です。神宮は北朝の管轄になっていましたので、宮川の上は北畠に押さえられたから、木を出すことができなかつた。そういう意味のことが、資料には書いてあります。

戦国時代は、そういうことで美濃へ行つたけれども、結果的に朝廷もどこにあるかわからないうようなときに、遷宮費がなかなか出なかつたので、一〇〇年の間は修繕だけで遷宮が行えなかつたときがあります。平成二五年に斎行する予定の遷宮が第六二回ですから、六九〇年から計算すると一〇〇年ぐらい間が開いています。

ましたから、そのほうが神宮にとつて楽だった。天正一三年の第四回遷宮は、秀吉が資金を出したました。第五九回までは、何らかの形でその時の政府の資金で遷宮費用を賄っています。もう一度、江馬山大杉山へ戻りました。そこで、五回分、元禄二年（一六八九年）に大杉山をほとんど伐り尽くしてしまった後は、木曽の湯船沢山へ移っています。ここで、明治二年（一八六九年）の遷宮まで、湯船沢山から御用材は全部出しています。江戸時代は、この一帯から伐り出していた。寛政元年（一七八九年）の第五回の遷宮に、一回だけ大杉山へ入って出しました中に、「寛政遷宮物語」というのがあります。その中に、「些かの言葉違いより起こりて、好ましからぬこの山に斧を入れることとなつた」と、言葉違いということしか書いてない。幕府か尾張藩との意思疎通が、うまくできなかつたことだと思います。それでも寛政のときには、他の書類を見ますと、遷宮できるだけの立木調査を、湯船沢山で行っています。このときは、大杉谷から出したけれども、大台ヶ原の直下まで伐り出したと書いてあります。大杉谷は多くの滝があるので、なかなか出せなかつたようです。

少し北にある田丸にありまして、そこと相談して地元の業者に請け負わせたが材は出てこなかつたので、遷宮に間に合わない事態が起つた。遷宮の祭りが始まっているのに、御用材が出なかつた。結局、六月の梅雨期に豪雨があつて、いっぺんに宮川を流れて出てきたということで、宮川へ着いた分と、伊勢湾へ流れ出したものが知多半島、渥美半島へ流れ着いたもので、必要な材は全部集まつた。少し足りないものに關しては、伊勢周辺で伐つたということが書いてあります。それで遷宮には間に合つた。その当時のことですから、神様の御神慮だと書いてあります。そのときに、それだけの経費がかかつているけれども、江戸幕府から御造営の費用としてもらつているのが、最初から終わりまでそうですが、一回の遷宮に三万石です。米を受け取つてゐるので、寛政の時は米の相場がものすごくよかつたので、結果的に全部支払つて金が余つたと書いてあります。それも不思議なことだと、資料にはありました。

大杉谷に檜が無くなつたので、文化六年（一八〇九年）の第五二回から又湯船沢山へ戻つています。湯船沢山へ戻る前の湯船沢山の伐り出しについては、湯船沢山から伐つて、錦織の尾張藩の役所まで、管流しで流して来る。ここで揚げて筏に組んで桑名、長島のあたりまで運ん

戦国時代は、そういうことで美濃へ行つたけれども、結果的に朝廷もどこにあるかわからぬようなときに、遷宮費がなかなか出なかつたので、一〇〇年の間は修繕だけで遷宮が行えなかつたときがあります。平成二五年に斎行する予定の遷宮が第六二回ですから、六九〇年から計算すると一〇〇年ぐらい間が開いています。天正二三年（一五八五年）の第四二回の遷宮にときには御山は、宮川の上流に戻ってきました。宮川から筏流しをしたほうが経費が安く上がるし、大杉谷にはまだヒノキがたくさんあり

伐り出しは、木曽で伐り出しをしている、美濃の業者が千両で請け負ったらしいが、全然出でこなかつた。このとき大杉谷は、紀州藩の領地です。紀州徳川家の郡奉行が、現在の伊勢の

所事情もありまして、山で立木で神宮に渡すことになった。全経費三万石の中で、神宮としては遷宮の全費用を賄わなくてはいけないので、尾張藩がいくら木曽谷の奥の方で伐ってもいいと言われても、それだけの経費がなかった。この湯船沢から動かなかつたのは、そのような理由からです。この時材積を減らしております。

大径材を少なくして、小さい材に替えています。出材の本数は二倍になって、材積は二分の一ぐらいになっています。そういう形で、明治二年の第五五回の遷宮まで、湯船沢山で賄つてきました。

そういう事情から、尾張藩としても湯船沢山

を特別な管理をしてきたようです。神宮の資料の中には、この山へ神宮の神職も一緒に行つて、立木調査を行っています。そういう人々が、伊勢を出てから帰るまでを記した「木曽山内見日記」という細かい日記があります。それを読みますと、安政六年に名古屋の木曽御材木奉行に会つて、この度は調査をさせてもらいますといふ形で挨拶にいっているんですけども、そのときに奉行であった、尾張藩の高野瀬清一郎という人の言葉の中に、「湯船沢山の議は御神山にいたしこれあり、御用材などの斧入れ申さず」といったと書いてある。ということは、湯船沢山は神宮のためだけに残してある。このとき以前から、湯船沢山は神宮備林としての考え方が尾張藩にはあったと言つていいと思います。

明治二年の次は明治二二年（一八八九年）です。明治政府に全部肩代わりすることになる。

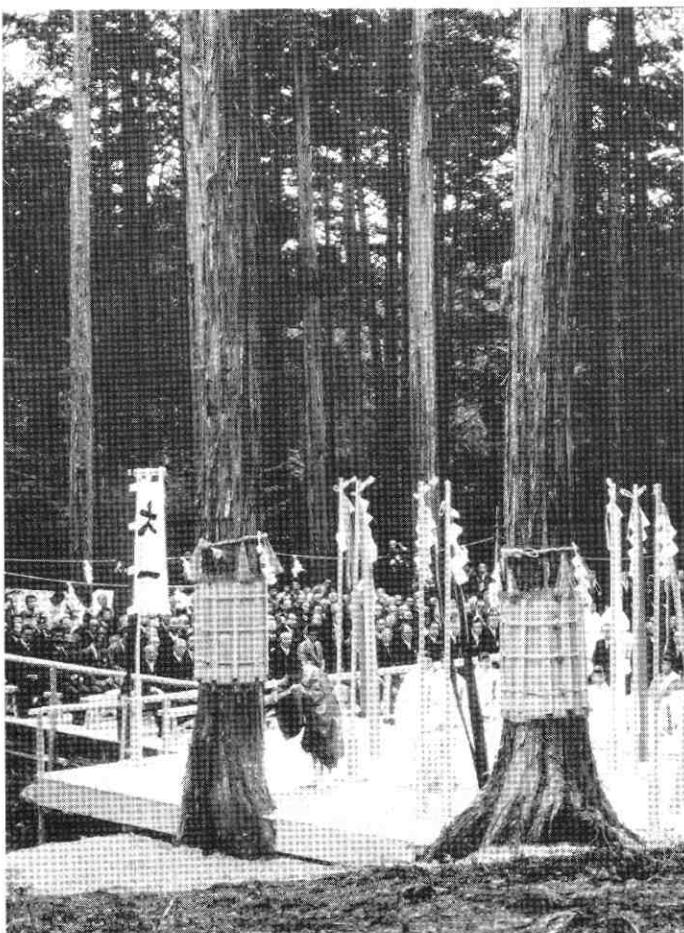
## 斧での伐採は盜伐防止

この写真は、二〇年前のですけれども、昨年六月に木曽で行われた御社始祭の儀式です。この御神木を伐つてはじめて、御神山の木が伐られるということです。御神木は全部斧で切ります。説明によると、貴重な材は三つ緒伐りといつて、斧で切ると営林署から説明がありました。私はそれだけないと思っております。その他の方の説のなかにも、「木曾五木は禁伐木で、木一本首一つで管理してきたので、鋸を使わせ

なかつたのは、斧で伐採すると音がする。鋸は瀬音などに消されて音が聞こえない。尾張藩が斧を使わせたのは、盜伐を防ぐための方法だった」という説がありますが、それは正しいと思います。

仕事の能率から言えば、江戸時代の中期には大きな鋸がありましたから、鋸で伐つたほうが楽です。でも、現在の儀式としては、いわゆる三つ緒伐り（鼻緒伐り）という伐り方で伐っています。

面白いことがありまして、明治二年の最後の



御社始祭 昭和60年(1985)

時に、伐木に入ったけれども、はしかが流行って近在の杣匠が集まらなかつた。伐る期日が遅れていくので、尾張藩の材木奉行所と相談した結果、中津川とか付知とか他の町からも呼び寄せよということがあつたようです。

その時に尾張藩の奉行所の役人が、「御神木を斧で伐った木つ端をお守りとして、杣・日雇に渡してくれ、そうすれば人夫が集まる」と言つてゐる。なるほど集まつたようです。その後で、「我々も一つずつ欲しい」と役人が言つてゐる。

御神木の木つ端は、現在でもお守りとして珍重されるので、この前の御杣始祭の時の伐りだした木つ端も、参加者にお分けしているはずで

御神木の木つ端は、お守りとしてよほど珍重されたのではないかと言えると思います。

御杣山の変遷についてはその当たりで、次に移りたいと思います。

### 洪水の後御料地を神宮に編入

神宮宮域林は約五、五〇〇鈴あります。神路川と島路川が合流しているところの、内宮の神域だけは別扱いにしますと、大体五、四〇〇鈴とちよつとです。大正一五年（一九二六年）の林相図を見ると、全山ほとんど一五年生未満の広葉樹林で、この中にアカマツの疎林があつて大変悪い山でした。

江戸時代に伊勢へ参るお陰参りが流行が何度もありました。一番多かつたのが、文政一二年（一八二九年）の遷宮の翌年の一三年に、三月

から九月までにお陰参りをして、神宮へ参拝に来た人が四五八万人ぐらいあつたという記録が残つています。お陰参りは何回もありますが、このときのお陰参りが一番ピークだった。江戸時代の人口は全国で三、〇〇〇万人ほどのときに、半年で四五〇万人以上の人々が神宮へお参りに来たといふことは、それだけの人々は全部伊勢へ泊ります。そ

の泊まった方々のまかないとか風呂焚きなどの薪はどこから伐っていたかというと、宮域林内と宮川流域です。宮川流域は、上の方は木材を伐り出していましたが、中流以下はほとんどが薪炭林だった。現在の伊勢市の佐八町というところは、今は神宮の苗畑になつているのですが、面積は五鈴ぐらいありますし、そこが紀州藩の材木等の集積所だった。そこへ薪炭を寄せまして、宮川から揚げるのと伊勢市の大湊から全国へ運んだ。先ほどの大正一五年の林相図のように宮城林は大変な山でした。江戸末期から明治、大正、昭和の初期にかけて、五十鈴川は何回も氾濫しています。一番大変な氾濫がありましたのが大正七年（一九一八年）です。

明治四年に社寺領上知という太政官公布がありまして、神宮の神領であった宮域林全体も上

地されました。その後、明治二年に御料地に編入されています。御料の施業と神宮の風致を考えた施業とでは違つていますので、大正三年に御大典記念として御料から神宮へ移管することを宮内省に伺いを立てたのですが、すでに御料だからとの理由で断られました。

大正七年の五十鈴川の氾濫は、床上七、八尺と書いてあります。そのころに子どもだった方の話ですと、一階に上がつたら外へ出られなかつたと言つておりました。内宮の前の門前町が床上七尺だったというから、ものすごい洪水だつたと思います。その時に、宮域林内の崩壊地が一九箇所、今の私くらいの年齢の方の話では、子どもの頃は洪水が多くて、玄関で下駄が浮いたことが何回もあつた言つていました。五十鈴



お木曳陸曳(外宮領) 昭和61年(1986)

川の氾濫は大変なものだったようです。その時の朝熊山での一日雨量の積算が三五〇ミリだったと書いてあります。

そのことがありまして、水源かん養と風致の増進を目的として、現在の宮城林を神宮へ移すことを決めました。

## 八〇年前に生態系重視の施業計画

当時、神宮は内務省に所属していました。御料は宮内省でしたから、宮内省から内務省へ移りました。その時神宮司庁内にできましたのが、神宮神地保護調査委員会で、ここで神宮宮城林



原木の木取り

全部第一宮城林として天然林で残す。第二宮城林の中でも三、〇〇〇鈴の中に、風致と水源かん養とを考え、ヒノキと広葉樹の混交林を作つて、御山を復元しようと考えました。だいたい方で、植えて

から二〇〇年経てば蓄積は、ヒノキで一、二五〇石ぐらいになるのではないか。歩留まりを三分の一と考えれば、一回の遷宮で三五、〇〇〇石（一〇、〇〇〇立方尺）要るだけですから、三、〇〇〇ヘクタールでは、大体三〇分の一しか伐らないから、風致の保存とか水源かん養には全然害がないのではないかと、川瀬善太郎先生などは書いています。

ある人に言わせれば、川瀬善太郎先生は日本の林業を悪くした人だといわれますけれど、大正のこのころには、川瀬善太郎先生は生態系を考えた施業計画を神宮に中で最初に発案した人です。

この予測が本当に正しいのかどうか、私は検証してみました。一九一一年植栽の大体八〇年生くらいの山が九鈴ありました。神宮の山としては中庸の山ですので、これを全林毎木調査してみました。その結果、本数が三、五一四本で、材積はこんなもの（三〇、一二五.四）でした。これの平均木のものを樹幹解析してみたところ、大体そのままあと一二〇年ぐらいたくなるとすればということで対数計算してみましたら、二〇〇年生で胸高直径六〇センチくらいになる。樹高は三三尺ぐらいになるから、ヘクタール一〇〇本残るとすれば、一ヘクタールあたり四四六立方尺となります。ヘクタール当たり一〇〇本としたのは神宮の滝原宮に存立する三〇〇年生のヒノキで胸高直径一二〇cm以上のものが一本あり、これらの平均の樹冠の専有面積が一〇三平方メートルあったからです。七〇%の造材歩

留まりだとすれば、三〇歩伐ればいいから本当にたいしたことはない。大正のときに言われた

ように三〇%の歩留まりでも、七五歩伐ぐらいだとほとんど心配はない。七〇%の歩留まりがどうしてかというと、私が実際に付知の宮林署管内で、昭和五二年に立木で二五〇本ぐらい買いました。それを全部造材したところ、御用材として使えるところが七〇%の造材歩留まりがありました。ですから、七〇%の歩留まりを見て充分だと思います。立木材積調査が甘かったと言えばそれまでですけれども、末口直徑三〇cm以上のところの造材歩留まりが一〇〇%ありました。節の多いものを全部抜きましても七〇%ぐらいで止まりましたので、三〇%歩留まりにしても七五歩伐だと。二〇〇年経てばこれだけあるということになりますと、風致の保存も水源かん養も問題はないと思います。

### 理想的な針広混交林施業を推進

間伐が遅れているのは、ヒノキ林です。間伐木の利用を言いますが、胸高直径一〇cmから一二、三枚のものを、これを伐って利用しようとしたと思います。これをある程度陽の当たるようにしていったら、林床は陽が当たって広葉樹が出て来ますけれども、これを間伐木として利用できる状態にするのに、一立方尺の単価二五、〇〇〇円ぐらいかかります。売値は六、〇〇〇円くらいです。その差額を誰が持ってくれるのか。人を使って林業を行っておられる方々は、それだけの資金が無いです。ですから、間

伐が遅れているヒノキ山は、本当に危機に瀕しています。

神宮が行っている混交林施業は、五〇年生くらいの山で胸高直径二五cm以上になっています。ヒノキの植栽は、強度の間伐をすれば、広葉樹がいくらでも出できます。現在広葉樹を植えているところがありますけれども、広葉樹は植える必要はないと思っています。伐れば絶対に出でます。ヒノキの施業林は、植えてから一五年経てばうっへいして、下に何もなくなりますけれども、そのときに陽の光が林床まであたるよう、少し強い間伐をすれば必ず広葉樹が出てきます。出てきた広葉樹は、その土地の気候風土に合ったものです。他のところから導入するよりも、元もとそこにあって、生態系として理にかなっているものを育てていけばいいのではないかと考えます。すなはち、今の林家にはこういう施業を行うだけの経費がないので無理な話です。そのあたりは国民参加ということになると思います。

理想的な山として、神宮の宮域林を長い間、私も四〇年施業に努めてきましたが、五十年以上これに関わってこられました、嶺一三先生の考え方方がこれです。針広混交の伐林型に持つていただきたいと言っています。これは理想的の林型でしてちょっと困難ではないかと考えています。

一〇年ごとに経営計画を編成していますので、今年が経営計画の編成の年で、すでに調査は終わっていると思います。

## 公開講座のお知らせ（予定）

☆二〇〇六年二月九日（土）

テーマ 「森林・林業を問う」 仮題

講師 調整中

場所 林野庁内「林野労組会議室」

☆二〇〇七年三月一〇日（土）

テーマ 「木材価格の形成と林業」

講師 榎戸正人氏

場所 榎戸材木店 代表取締役

場所 林野庁内「林野労組会議室」

☆二〇〇七年三月一〇日（土）

テーマ 「流域と里山（竹林）の形成」

講師 調整中

場所 学士会館分館

仮題

☆二〇〇七年四月一四日（土）

テーマ 「これから森林・林業技術者像」 仮題

講師 調整中

場所 林野庁内「林野労組会議室」

## 水害に強い宮域林

神宮の特長として、主要な尾根筋には広葉樹林を残してあります。神路川と島路川の護岸として、水源かん養になりますが、風致のために川の両岸六〇尺幅、ということは一二〇尺幅を全部天然林で残しています。県道からは、ヒノキの植栽地はほとんど見られない形になっています。植栽地の中にも広葉樹が残っていますので、これから山としては人工林は全部広葉樹と針葉樹の混交林になっていくと思います。

明治三三年に最初に調査してから平成七年の調査までの推移をみると、面積は大体五、五〇〇分で変わりありません。最初はスギを植えていました。大正一四年からヒノキを植え出しました。昭和二〇年は戦争中で調査できなかった。

昭和三〇年から昭和四〇年の間に伊勢湾台風の被害で、材積が減っています。昭和六〇年から平成七年のところでは、松がほとんど無くなっています。これはマツノザイセンチュによる松枯れで松が無くなりました。ヒノキは順調に増えています。現在、総蓄積は六〇万立方尺を超えてます。明治三三年では、全林で二四万立方尺ぐらいしかなかったのが、六〇万立方尺を超えました。こういう形になつてどうなつたかと言いますと、水の循環などがものすごくよくなりました。

大台ヶ原、大杉谷、尾鷲、伊勢、宮域林、津における月別の降水量を一〇年平均で見ますと、合計で伊勢市では一九一三・八ミリ、宮域林では

二九一〇ミリあります。伊勢市は宮域林の入り口から三キロぐらいのところにある消防署での観測。宮域林は宮域林内の観測です。大台ヶ原は日本一降水量の多いところです。宮域林内と市街地では年間一、〇〇〇ミリの違いがあると言えます。これだけ水の循環がよくなつたのと、豪雨になつても、現在では五十鉢川が氾濫しなくなりました。平成七年の調査では、平成三年に宮域林内で一日雨量四八六ミリ、時間雨量八二ミリというものすごい豪雨があったけれど、平成七年に調べるまでわからなかつたほどです。一日五〇〇ミリを超えて、宮域林は洪水を起こさずに流水の平準化ができてきたと言えると思います。

## 戦後の危機を乗り越えて

戦後、GHQは、宮域林は広すぎるということで、神宮に五、五〇〇分もの森林を渡す必要はないと言われた。現在の神域とそれに連なる少しの森林を風致と、尊厳を保つための分だけあればいいということだったようです。昭和二年法律五三号で、「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」が制定され、これに基づいて処分の申請書を出しましたが、なかなか神宮には返つてこなかつた。当時最小限二ページとし、偶数ページに收まるようにお願いいたします。

## 原稿募集のお知らせ

国民森林会議の機関誌「国民と森林」に、会員の皆さんの論文、評論、森林・林業及び林業施策等に関する意見を掲載させて頂きます。会員の皆様のご寄稿をお願いいたします。字数は次の通りです。

二ページ 三、五〇〇字  
四ページ 七、〇〇〇字

写真や表・図は一枚四〇〇字程度と  
して調整して下さい。

四ページ以上になる場合は一ページ  
一、七〇〇字を日途にお願いします。  
原稿は事務局までお送り下さい。

地解放の部分だけ残して、宮域林五、五〇〇分のほとんど返つてきました。それによって、今の宮域林は残っているわけです。

明治から木曾の中に、神宮備林が八、〇〇〇分あったときに、川瀬善太郎先生や本多静六先生が、宮域林内で御山を復元しようと考へて頂いたことは、御料の神宮備林が国有林になつた現在としては、神宮にとっては将来ともに御造営用材を賄つていける山として、保存していくために大変な努力をして頂いたと我々は考えています。

# 県民参加による新たな「とやまの森づくり」へ向けて

松井俊成

(富山県森林政策課みどり企画係)

## 1 きっかけは「クマ」

平成一六年秋の富山県でのツキノワグマの異常出没は、富山市の住宅街までに及び、二四人の人身被害が発生し、不幸にしてうち一人が亡くなつたことは、度々全国ニュースでも取り上げられましたので、ご存知の方も多いと思います。

このクマの異常出没の直接的な原因について、初めは「スギを植え過ぎたために餌がなくなつた」とか、カシノナガキクイムシによるナラ枯れの被害が拡大したために餌を求めて里に出てきたといった意見が、さもそれらしく報道され、ドングリを全国から集めて山に撒くといった行動をとる団体までが現れました。

なかでも、今回的人身被害発生ポイントの標高が、ここ一〇年で下がつたというデータをもとに「里山の荒廃が今回の異常出没の原因」とする意見が大々的に報じられたことで、県民の関心は森林へ、なかでも里山に向けられました。

## 2 新たな視点による森づくりの検討

さて、富山県では平成一二年度に「富山県森林・林業新世紀ビジョン」を策定し、「健全で機能の高い森林づくり」「持続可能な森林経営の展開」「循環型社会に貢献する木材産業の振興」「魅力ある山村づくり」を目指し、これに「技術開発と普及体制の強化」を加えた五つの基本方針に基づき諸施策を展開してきました。

しかし、広葉樹林の取り扱いについては、木材資源としての有用広葉樹の育成や、都市住民の利活用の促進といった視点はあるものの、生物多様性の保全や、野生生物との共生・棲み分けといった視点からの里山二次林の保全・整備について、ここではほとんど触れられていません。

## 3 検討のポイント1 「里山の荒廃」

この検討委員会で交わされた議論の第一のポイントは「里山の荒廃」という言葉でした。

平成一七年八月に実施した県民意識調査でも、回答者の約半数が「森林は荒廃が進んでいる」と回答しており、これは、一六年秋のクマの異常出没以降、マスコミが大々的に「里山が荒廃している」と報じたことが影響していると思われます。

そのため、先のクマの異常出没により県民の関心が喚起された「里山」の取り扱いについて、新たに何らかの方向性を示す必要に迫られました。

また、人工林についても、全国最下位レベルの人造林率（一八%）であってすら、その多くがもはや林業経営としては成り立たず、森林所有者の林業活動による整備は期待できないという現実をしつかり受け止め、先の「里山」の保全・整備と併せて、これから富山県の森林の保全・整備のあり方と、それを県民全体で支える新たな仕組みが必要と考え、平成一七年五月に「とやま水と緑の森づくり検討委員会」を設け、それらを検討することになりました。

確かに、間伐が適切に実施されず下層植生が

消失し、水土保全機能が低下している人工林や、風雪害等の被災森林には「荒廃」という表現が当てはまるかもしれません。一般的に「里山」と呼ばれている自然の遷移により変化してきた。

里山二次林にその表現は適切ではないのではないかとの意見が森林・林業関係の委員から多く

出されました。

このため、検討委員会の現地調査では、本委員会の専門委員をお願いした、日本森林技術協会技術指導役の藤森先生の資料に基づき、時間軸における里山二次林の変化の流れを説明し、

あわせて調査場所の里山林の四〇年前と現在を比較した航空写真（図1）を示したところ、現在の里山林は自然の流れにより成熟方向にあり、水土保全機能や生物多様性などの公益的機能が向上しつつあることから、「荒廃」という表現は当てはまらないとの共通認識を得ました。

この共通認識に基づき、天然林の取り扱いについては、地域の合意のもとに、手を入れることに必然性があり、かつ継続的な管理が可能な場所では、かつての里山の姿を再生するなどの施業を行うが、そうでない大部分の里山二次林については、自然の推移に委ねることを容認し、自然豊かな奥山と一体となった老齢段階の天然林を目指すことになりました。



2000年 撮影



1961年 撮影

今回の検討委員会では、人工林からの木材生産の必要性について、地球温暖化防止や循環型社会への貢献に焦点をあて、木材資源の確保と持続的な木材生産の重要性について議論が交わされました。

このことで、人工林からの持続的な木材生産の公益的な意義について確認はできましたが、一方では、わずか四九千haしかない人工林でも、不成績造林地を含め、その多くが林業経営としてはもはや成り立たない現状では、そこからの木材生産も期待できないことも事実です。

これらのことから、人工林の取り扱いとしては、自然条件や地利的条件、土地生産力等から低コストで効率的な施業が可能な場所に限って、適切な施業により公益的機能を維持・向上させつつ、持続的な木材生産を目指すこととするが、他の林業経営として手入れの困難な人工林は針広混交林に誘導し、天然力を活用することで管理に手間をかけずに、野生動物の生息環境保全を含む公益的機能の維持・向上と、長期的な木材資源確保の両立を目指すことになりました。

#### 4 検討のポイント2「循環型社会への貢献」

第二のポイントとしては、拡大している放置人工林の整備があります。

この人工林に対する一般からの目は厳しく、クマの出没騒動の際には、その原因を過度の人工林の造成とする意見もありましたが、それにおいても、広葉樹林のほうが水源かん養機能なども高いとして、スキは全部伐つてもとの広葉樹林に戻せといった意見をよく耳にするのも事実です。

#### 5 検討のポイント3「県民の参加」

もう一つの検討項目である「森づくりを県民全体で支える仕組み」については、計画・実行・評価・改善（PDCAサイクル）の各プロセスにおいて、幅広い県民の参加を得ながら進めるという方針で検討が進められました。

このうちの「実行」に関して、富山県では現

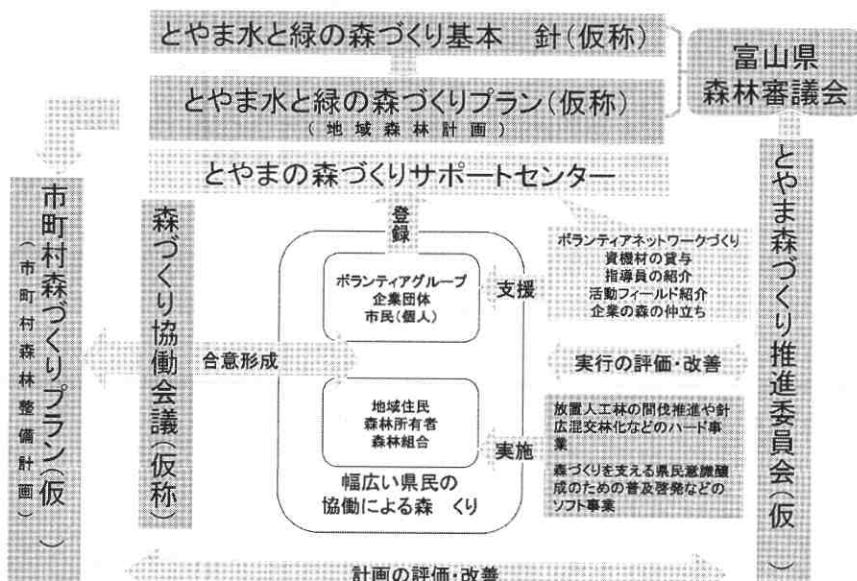
在二三のボランティア団体が森林整備活動などにすでに取り組んでいることから、それらの支援体制の構築やネットワーク化が急務であるとの意見が検討委員会では多く出されました。

#### また、県民意識調査で

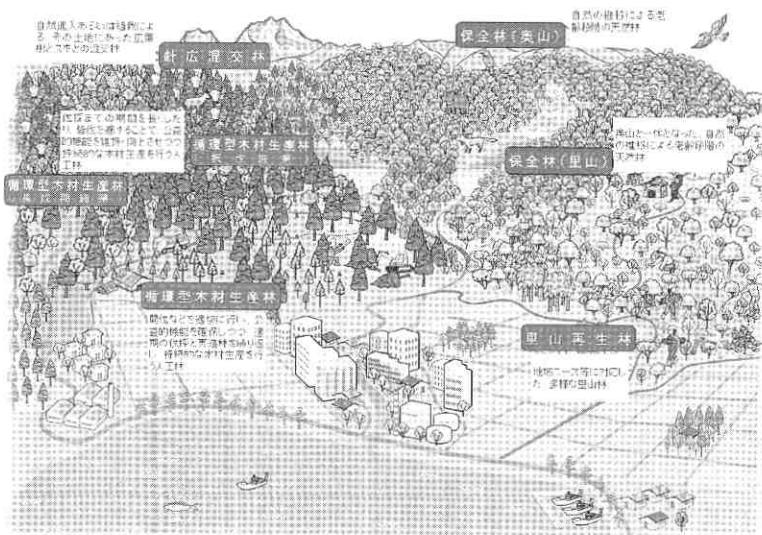
も九〇%以上が県民参加の森づくりの必要性を認めているという結果を受け、県では、「とやまの森づくりサポートセンター」を一七年一〇月に設立し、関係団体とともに、この四月からの本格的な活動に向け具体的な支援策等の検討が進められています。

一方、計画段階での県民参加のあり方については、これまでの森林計画制度にあっても、幅広い住民意見を反映するされではいますが、地域森林計画書の縦覧を行っても住民などから意見が出されることは全くなく、また、本来は地域ごとの特徴をもつて作成されるべき「市町村森林整備計画」が、いわゆる「金太郎飴」になってしまっていることからも、計画

図2 県民参加によるとやまの森づくり推進体制



## とやまの森の目指す姿(イメージ)



への住民参加は形骸化していると言っても過言ではありません。

しかし、今回示された「里山の再生」などを進めるにあたって必要な、整備の継続性の確保や森林ボランティア活動への参加者確保には、

地域住民はもとより、幅広い市民との合意形成が不可欠であり、こういった地域や市民をまとめて、具体的な計画を作る主役として、市町村の役割的重要性が多くの委員から指摘されました。これらの議論を踏まえ、検討委員会の報告書

では、市町村には、市町村森林整備計画を充実させた「市町村森づくりプラン」の策定と、それに向けた市民との合意形成の場として「森づくり協働会議」を開くこと。県には、地域森林計画の内容を拡充し、森づくりの基本指針や計画の大枠を示すことが提案されました。

また、これまで制度的には明確でなかった計画や実行への「評価と改善」についても、県民各層を交えた委員会の設置が提案されました。（図2）

## 6 これからのかの課題

現在は、検討委員会の報告に沿った具体的な推進方策（施策）と併せて、そのための財源を検討するために、新たに「とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会」が設置され、また、これと平行して森づくりの基本指針と県及び市町村の森づくりプランについても、平成一八年度中の策定に向け準備を進めています。

今回の森づくりへの取り組みの成否は、いかに「県民の参加」をより多く得ることができるかにかかっており、その意味でも、まずは市町村による地域や住民を巻き込んだ、自主性や独自性のあるプランづくりがポイントになってきます。

しかし、市町村には森林・林業の専門技術者がいないという現状を鑑みれば、県の指導・支援が重要なことは間違ひありませんが、従来と同じ「金太郎飴」にしないためにも、市町村の意識を高めるための県の関与のあり方を考えな

ければなりません。

また、今回示された「里山の再生林」や「針広混交林への誘導」などの森林の取り扱い区分と、従来の公益的機能別施設森林区域、いわゆる三つのゾーニングとの関係など、これから策定するプランと従来の地域森林計画や市町村森林整備計画との内容整理も必要です。

さらには、強度間伐が困難な多雪地帯における針広混交林への誘導のための施設や、多様な目的に応じた里山二次林の施設などは、技術的に未確立な部分も多いことから、施設の実施と平行しながらの調査、研究も必要です。

これ以外にも、実際に計画を策定する段階や実施段階で、様々な問題が発生することは十分想定されますが、新たな取り組みを試行錯誤しながら進めていかなければならない状況では、すべてが最初からうまくいくとは考えてはいません。

まずは、現在すでに行われている地域やボランティアによる里山再生への取り組みなどをモデルにしながら、市民の合意に基づく計画づくり、それに沿った実行、そして、その結果を適切に評価し、次の取り組みへとつなげていくこと。このP D C Aサイクルに則って進めるという当たり前のことをしっかりとやっていくことが重要と考えています。

現実には従前の林業中心の施策を引きずっていることは否めません。しかし、クマの異常出没が今回の森づくり再検討のきっかけであったことから、それまであまり議論されなかつた生物多様性の保全なども話題になり、より公益的機能の發揮を重視した検討がなされたことで、里山の再生・保全のあり方や、経済的に管理が困難な人工林の取り扱いについて一定の方針が示されたことは、富山县の森林政策において一つの転機になるものと考へています。

また、森林の現状と公益的機能についての一層の広報活動の必要性や、県産材の需要拡大、森林整備の担い手の確保や専門技術者の養成といった人づくりなどの従来からの施策も、新たな視点による森づくりには重要であると再認識されたことは意義があつたと考えます。

今日、県、市町村ともに財政状況が厳しく、予算だけではなく人員についてもどんどん削減される現状にあっては、住民との合意形成などマンパワーが必要な取り組みには、様々な糾余曲折が予想されますが、今回の検討結果に沿って、行政と県民との協働による富山らしい森づくりを着実に進めて行きたいと考えています。

なお、富山県のホームページに「とやま水と緑の森づくり検討委員会」の資料や議事録、報告書等を掲載していますので、ご一読いただき、ご意見等をいただければ幸いです。

平成一三年の森林・林業基本法の改正により、森林・林業施策が大きく方向転換したとはいえ、

## 7 終わりに

17

# 国民森林会議第二回総会報告

## 提言・公開講座など活動を強化

国民森林会議は、三月一一日午後一時から、東京都文京区の学士会館分館で第二回総会を開き、①活動報告と決算②活動方針と予算③役員改選など前議案を原案通り決定した。閉会後、神宮自然保護委員の木村政生氏から「御遷宮と神宮宮域林」について講演が行われた。

総会で決定した議案のあらましは次の通り。

### 一、二〇〇五年度経過報告の概要

#### ◎提言委員会（拡大提言委員会）の活動

提言委員会は〇二年度から三年計画で提言書をまとめた。一年目は「森林の機能と施業」、二年目は「木材の利用」、三年目は「森林・林業・木材利用の担い手」をとりまとめ、林野庁へ提出するとともに、同庁の関係課長補佐と勉強会を行った。

三年間にわたりて作成した提言書を一冊の書籍（森林の再生に向けて—環境と生産の両立を考える—）にまとめて出版することにし、原稿の整理や捕捉などの作業を行った。

#### ◎公開講座

「二酸化炭素の」吸收と森林管理」を統一テ

マに四回実施した。△第一回講座「木材流通・加工の問題点」（全木連常務理事角谷宏二氏）

△第二回講座「京都議定書達成計画について」（林野庁企画課河野充氏）△第三回講座「森林の土壤環境」（森林総研高橋正通氏）△第四回

講座「地球温暖化防止と森林の炭素吸収・貯蔵による対応策」（森林総研松本光朗氏）

#### ◎会誌および電子情報に関する活動

会誌「国民と森林」を四回発行。巻頭言、論説、地方林政の動向、会員が所属するNPO・NGOボランティア活動の紹介、記念講演・公

開講座の記録、提言など国民森林会議の活動内容の報告、「切り抜き林政ジャーナル」「アトランダム雑誌切り抜き」など誌面の充実に努めた。

また、ITメディアの普及を踏まえ、電子情報の交信のための窓口としてホームページアドレス、メールアドレスを取得し、ホームページ

#### ◎定点観測

引き続き「地方都市の特性と森林・林業の関係」を目標に、酒匂川流域で実施し、「水源環境税の決定」「県産材を扱う事業体の生産流通

での認証制度」「職人の森」のNPO登録、「市民農の組織「あしがら農の会」を」基盤とした最小限の家作り研究会の立ち上げなど、地域レベル、流域レベル、県域レベルでの活動が観察された。

以上のほか、「森林フォーラム」「八ヶ岳自然と森の学校」「職人の森」などの活動を支援または後援した。

### 二、二〇〇六年度活動方針の概要

#### ◎提言委員会の活動

二〇〇六年度以降に取り組むテーマについて常任幹事会で検討し、「用材の輸入規制と国産材」「提言実行の条件」「用語」に絞られた。

「用材の輸入規制」は、過去三年間の委員会の議論の中で、違法伐採を含む木材の国際取引は大きな課題として残されてきたことから最初に取り上げる。「提言実行の条件」は、〇六年一〇月に「森林・林業基本計画」の修正が予定されおり、その後のほうが具体的な議論ができるところから、二回目に取り上げることにした。

「用語」は、特に急ぐことはないので三番目にと

した。

## ◎公開講座

統一テーマは、提言委員会と関係を持たせ、違法伐採と輸入規制などを予定している。

講座日程等は、例年通り年四回開催する予定で、会員以外にも参加を呼びかける。ただし、会員外は五〇〇円負担していただく。

現場での公開講座開催の要望があることから、長野県松本市で開催を予定している。

(※今年、第一回公開講座を、四月二二日、長野県上田市の光風雨林で開催した)。

一般向け公開講座は、森林に関心を持つ国民各層とのオープンな関係を築くことを目的にしたもので、一一月に大阪で開催予定の「森林と市民を結ぶ全国の集い」での具体化を念頭に検討中。

## ◎会誌および電子情報に関する活動

会誌は、ページ数に限度はあるものの、諸活動の中でも最も全体的、総合的な性格を持ち、さまざまな意見や情報をとりあげ、諸活動を記録し会員相互の交流を担うという多様な役割を担ってきた。国民森林会議の諸活動、公開講座・提言・観測・会誌・ホームページその他の、それぞれの特性を明確にしつつ、事業としての有機的連携と分担の合理化を図る中で、その特性を生かすことに努める。

電子情報に関する活動では①ホームページで、当会議の紹介ページを拡充する。主な内容は、当会議の活動目的、設立趣意書、会則、加入手続きの他、提言などの活動実績、公開講座の案

内、会誌の案内など。ゆとりがあれば、いくつかの今日的トピックスを取り上げ、さまざま意見を自由に書き込める掲示板を作成する②メールを活用して、会員の連絡を活発にする③会誌の編集にも活用する④諸団体とリンクをはり、聞いてもらえる、見てもらえる関係を拡大する。

## ◎定点観測

引き続き酒匂川流域での観測を実施する。同時に、会誌「国民と森林」に報告する。観測目標は、山地(後発不振林業)を背景に持つ、都市近郊の歴史ある地方都市の特性(建築職人層や自給的市民の存在)と森林・林業の関係。特に森林のエコシステムマネジメントの動きや建築関係で生じている新しい動きが注目される。

## ◎共催・後援の活動

引き続き、森林フォーラムおよび「八ヶ岳自然と森の学校」「職人の森」その他幹事会で決めた事業を隨時支援する。

## ◎組織の形態と運営

東京一極集中的な運営に陥らないよう、地域での公開講座の開催に努めるほか、ブロック幹事と各地の動きや課題などをメールなどで定期的に情報の交換を行い、適当なものはホームページに掲載するなどによって、定期会議や会誌の編集だけでは限界のあった部分を改善する。

て、学生などを対象に会誌を購読する賛助会員の増加に努める。さらに、広報関係の強化のために、メディア関係の拡大に努めるなど、会員の拡大に努力する。

## 三、役員の改選

事業体制の強化と会の活動活性化のために、新役員を迎える必要がある。常任幹事・ブロック幹事の企画力の充実、地方との連携促進、HP・インターネット事業に人材が必要。そのため、信越ブロックに新たに杉山要氏を迎える。

総会で承認された役員は次の通り。(敬称略)

会長 只木 良也

事務局長 山田 純

常任幹事 相田 幸一、内山 節、熊崎 一

也、手塚 伸、藤森 隆郎、増田 美砂、吉藤 敬

プロック幹事 木村 武、加藤 秋男、山本 信次、杉山 要、三井 昭二、井口 隆

史、依光 良三、行武 潔

八ヶ岳森の学校担当 高木 保夫

監事 酒井 利勝

評議員 安藤 邦廣、榎戸 勇、岡 和

夫、金田 平、劍持 浩裕、杉本 一、柴田 敏隆、島 嘉寿雄、田中 茂、田中 惣次、萩野 敏雄、速水 亨、半田 良一、餅田 治之、山本 博一

## 国民森林会議編

## 森林の再生に向けて

## 環境と生産の両立を考える

国民森林会議（只木良也会長）は、一九八二年に設立してからこんにちまで、森林・林業・

木材産業の当面する課題の克服に向けて、施策のあり方等に関して議論を掘り下げ、これまでに一八の提言を行ってきた。

「森林の再生に向けて」は、二〇〇一年に「森林・林業基本法」が制定され、同法に基づいて策定された「森林・林業基本計画」に対する疑問点を指摘するとともに代案を示した「森林・林業基本計画への提言の基調」（二〇〇二年）をはじめ、国産材の利用促進のあり方をまとめた「木材の利用」（二〇〇三年）、川上・川中・川下対策を具体的に取り上げた「森林・林業・木材利用の担い手」（二〇〇四年）について、三年間にわたり半田良一前会長を中心とする者・研究者、林業家、ジャーナリスト等で検討を重ね、更に専門家のレクチャーを受けるなど議論を深めてまとめた。

第一章では、基本計画の三機能区分の不備な点を指摘し、国民生活との密接なかかわりを分

かりやすくするため環境林、生活林、生産林の三区分を提言。

第二章は、地域材の環境利用による林業・山村活性化対策のあり方を提言。

第三章は、木材消費、木材の流通・加工、森林管理のそれぞれの担い手の問題に関する提言。

全体を通じて森林・林業・木材産業・木材消費動向等の現状を分析して、各部門ごとに今後の進むべき方向を示している。その中には、森林認証の推進、違法伐採対策を含む秩序ある木材貿易のあり方、森林整備財源確保のための森林環境税創設の緊要性も取り上げている。全体として、森林・林業に対する国民の理解を深め、山元に利益を還元し、林業・山村の活性化に結びつける施策の方向を示している。

（ジャーナリスト 山本主計）



四六判・二五〇ページ・定価二千円  
発行所 (株)日本林業調査会  
電話 〇三・三三六九・三九一  
FAX 〇三・三三六八・五二六一

# 切り抜き森林・林政ジヤーナル

&lt;新聞・この3カ月&gt;

3~5月

どで需要が鈍化する時期。だが今  
年は「建材在庫が通常の二倍に膨  
れ上がった」(大手プレカット工  
場)など、状況は極端に悪化して  
いる。

## ◆「木の銀行」動き出す

〔三月九日 朝日新聞〕

「木の家に住みたい」という県民と「県産材を適正な価格で供給したい」という林業家を結ぶ試みが、埼玉県内で進められている。

県内産の天然乾燥をストックし、必要な時に必要な分だけ供給する計画で「埼玉の木の銀行構想」と名付けられた。県やNPO、工務店、林業家などが連携し、新たな県産材の流通の仕組みをつくることで、森林の保全にもつなげたいと考えた。

埼玉県内の森は十二・三万ヘクタールの三分の一を占める。そのうちの半分近くが人の手が入って初めて維持される人工林だ。ところが、六四年の木材の輸入自由化以降、国産材の需要が八割から二割に激減した。八〇年に県内で百六十社あった直接の森に入り木材を切り出す素材生産業者は二〇〇〇年には三十四社に減り、森林の荒廃が懸念されている。

一方、木の家に対する消費者のニーズは高まっている。県木材利用推進室とNPO「木の家だいすきの会」が一月に実施した調査によると、希望する住まいについて七割を超える人が「大工・工務店による木の家」と答えた。需要が供給に結びつかない現状について、「木の家だいすきの会」の鈴木進代表理事は「細分化され

一方、木の家に対する消費者のニーズは高まっている。県木材利用推進室とNPO「木の家だいすきの会」が一月に実施した調査によると、希望する住まいについて七割を超える人が「大工・工務店による木の家」と答えた。需要が供給に結びつかない現状について、「木の家だいすきの会」の鈴木進代表理事は「細分化され

## ◆耐震偽装 建材市場に影響ジワリ

〔三月二三日 日経新聞〕

に伝わっていない」と指摘する。通常木材の流通は、原木市場や製材工場、木材卸売業者など様々な段階を経て消費者に届く「供給サイドの仕組み」だからだ。

「木の銀行構想」は、工務店や木材業者、素材生産者などが連携して「顔の見える流通」を目指す。木材は、木の水分が少ない九月から二月までの「伐り旬」と呼ばれる時期に伐採し、山中で葉を付けたまま時間をかけて自然乾燥されたり使う。外國産材や人工乾燥材と差別化を図る。

一方、木の家に対する消費者のニーズは高まっている。県木材利用推進室とNPO「木の家だいすきの会」が一月に実施した調査によると、希望する住まいについて七割を超える人が「大工・工務店による木の家」と答えた。需要が供給に結びつかない現状について、「木の家だいすきの会」の鈴木進代表理事は「細分化され

一方、木の家に対する消費者のニーズは高まっている。県木材利用推進室とNPO「木の家だいすきの会」が一月に実施した調査によると、希望する住まいについて七割を超える人が「大工・工務店による木の家」と答えた。需要が供給に結びつかない現状について、「木の家だいすきの会」の鈴木進代表理事は「細分化され

一方、木の家に対する消費者のニーズは高まっている。県木材利用推進室とNPO「木の家だいすきの会」が一月に実施した調査によると、希望する住まいについて七割を超える人が「大工・工務店による木の家」と答えた。需要が供給に結びつかない現状について、「木の家だいすきの会」の鈴木進代表理事は「細分化され

上げ一本千七百円への値上げを表明したメーカーもあった。ただその後「値上げどころか出荷がない」

回復・保全を調査研究することにした。

(商社)状況が続々、月中旬に一部が浸透し始めたにすぎない。

合板も最大手のセイホクが昨年十一月からたびたび値上げを表明したが、大量の在庫を抱えた問屋の反発を受け、二月中旬からは指標となる針葉樹構造用合板の東京地区問屋卸値は一枚七百五十円から七百六十円とすえ置かれている。後ずれした需要がいつ上向くのか。建材業者には例年なく遅い「春の到来」となりそうだ。

### ◆樹木再生 森林に粉炭

【四月二二日 每日新聞】

マツなどに立ち枯れが進む高尾山の森林に炭の粉をまいて樹木の再生を試みようと市民グループ「エコ・ネットワーク八王子」(春田博代表)が明星大学(日野市)と共に二九日、南高尾の大平国有林で炭まき作業をする。国有林で木炭による樹木再生の調査をする初の試みだ。

高尾山にはアカマツやヒノキ、マツなどの樹木が広がり、最近はマツの立ち枯れが目立つ。このため吉澤教授は樹木の根元に粉炭をまき、三五年にわたって生育の

使い捨ての代表格として、国内で年間約二五〇億膳が消費される

ていた。

割りばし。その九割を占める輸入先・中国が生産制限を決め、弁当道は壊滅状況だ。八五年当時北海道には生産会社が約七十社あり、約千九百人の従業員がいたが、〇四年現在で八社約四十人までに激減した。一度減った生産量は簡単には戻らない。

国内の二大産地は北海道と奈良。

農林水産省林業試験場木材炭化研究室室長で現在は「国際炭やき協力会」(事務局・羽村市)会長の杉浦銀治さん(81)の取り組みがきっかけだった。杉浦さんは日本の公害の原点とされる足尾銅山(栃木県)で九年、酸性化した山を木炭で中和しようと炭をまいだ。一本の立ち木もない山だったが二年目にはミミズやモグラが現れ、生態系に変化が生じた。吉澤教授によると、アルカリ性の木炭は土壤を中和するほか、豊富なミネラルを含んでいたため、土壤中の微生物の活動を助けるという。

二九日の作業は、同国有林の根約一キロで、マツなど約二〇本の樹木に粉炭をまく。国有林の原形を変えないように積もった落ち葉をいったんよけ、木一本につき一キロの粉炭を巻いて、落ち葉を元に戻す。炭まきは小学生以上の一般参加も募集、エコ・ネットワークは、日本国内の状況はどうか。

実は二〇年前まで、割りばし生産量の約半数は国産だった。ところでは、日本国内の状況はどうか。現状のまま(ローソン)と推移を続ける。

コンビニ業界は「物流コストなどで吸収する」(セブン&アイ・ホールディングス)「しばらくは見守っているが、山口室長は「弁当や外食なども、いずれ消費者がお金を払って割りばしを買う時代がくるのでは」と予測している。

【五月九日 每日新聞夕刊】

◆割りばしが消える?

# アトランダム雑誌切り抜き

5~6月

◆森林バイオマス利用の促進に向けて／広部伸二（森林総合研究所）

森林バイオマス利用の具体的取組が急務になっている。二〇〇二年閣議決定された「バイオマス・ニッポン総合戦略」に沿った国家プロジェクトも発足し、試験や実用プラントの操業も行なわれているが、产业化のためのプラントでの量的な確保や価格設定など明確になっていない。森林バイオマスとして主な対象になる林地残材や土場残材について考えてみたい。

林野庁のデーターから、年間素材生産時の残廃材は六〇〇万t、土場残材一三万t、林地残材二六二万tと推定している。土場残材は北海道が突出し、他はすべて年七万t以下、四万t以下が大部分だ。林地残材も北海道が突出し、他では二～四万tが最も多く、三万t以上に三分の二の都道府県がある。三万tを考慮すると、供給量として日一〇〇tが可能というこ

とだ。従って三分の二の都道府県では、適正な集荷コストで集荷できれば、その規模の複数のプラン

◆「木質バイオマスの今」を「ぐりーん・もあ」春号（国土緑化機構）も12ページにわたって特集。

国内外の現状報告・新技術紹介を行なって広部論文と関連する注目記事。

◆日本林業没落—再建の視座をどこに求めるか／熊崎実（岐阜県立森林文化アカデミー学長）（林業衰退の跡を行政の動きや

◆木質エネルギーは①木質バイオマスをチップ化し、その燃焼で発電し温水を回収、②木質バイオマスをガス化し、それでエンジン発電、③木質バイオマスを加水分解し発酵でエタノールを得ると同時に残ったリグニンの燃焼で熱を得る方法が考えられるが、これらの場合で大規模直接燃焼+蒸気タービン」「小規模直接燃焼+温水ボイラ」「ガス化+ガスエンジン発電」「ペレット製造」「エタノール製造」「メタノール製造」の六つの利用法で採算規模を見た（補助などの前提条件・結果など省略）。

こうした結果から、森林バイオマスの資源量は少なくないが、林地残材は集材費用がかかるため、土場残材が中心になる。プラント建設に補助を前提としても土場残材だけを用いた場合、システム

国民の意識などから追跡し、西欧の動きと対比した前段を受けて、最終章「木材自給をどう考えるか」のみを要約して掲載)。

わが国の林業は国際市場で競争をしているという意識が伝統的に希薄であった。一九五八年の木材自給見通しや八〇年代の国産材時代待望論にも、そうした傾向が現われている。仮に、戦後日本が徳川期と同じく世界から孤絶し、自給自足の経済をずっと続けていたとしたら、拡大造林強行は「危機を予測して早めの行動に乗り出す勇気ある行為」として賞賛されたかも知れない。が、現実には貿易機械が有効に使用できてより一層のコスト削減が図られるだろう。

◆「木質バイオマスの今」を「ぐりーん・もあ」春号（国土緑化機構）も12ページにわたって特集。あれは大丈夫という議論もあるが、持続的に木材を供給するためには、植林や保育で森林を安定した状態を維持することと、労働組織や輸送設備などインフラが整っていることが不可欠だ。これが欠けていれば、山に木があつても出てこない。略奪的な伐採はできるにして

も、安定供給にはつながらない。

林業というのはエコロジーとエコノミーの微妙なバランスの上に成立している。森林の整備やインフラ維持は森林が経済的に廻っていふときに始めてできることで、エコノミーが失われたら森林の管理すらできなくなる。開放経済体制のなかで、これを実現するのは容易ではない。しかしヨーロッパがてきて日本ができるといふ理由はどこにもないと思う。

トップダウンの徳川期の林政にしても、その伝統を引き継いだ戦後の「官」主導の林政にしても、海外からの木材輸入を排除して「孤絶モデル」によりかかっていった。このモデルが破綻して日本林業は沈没した。森林資源に恵まれた日本が自国での木材生産を断念して海外の木材に全面的に依存するよう贅沢はやがて許されなくなりう。そのことを絶えず念頭において国際化の流れに対応していく必要があろう。

近年戦後植林された人工林を厄介視するようになつた。人工林は生態的にも不安定だし景観も良くない。何よりも手入れが大変だ。花粉症もあって「戦後の大造林は必要だったのか」という疑問も頭をもたげてくる。私見ではいまの

時点で結論を下すのは早計に過ぎると思う。いまあるスギはこれから何十年も生きていく。そのうち

「植林してよかったです」と感謝される時が来るかもしれない。その確率はこれから年々高まっていくだろう。その時責められるのは戦後人工林の適切な管理を怠ったわれわれの世代ということになる。

山づくりはまさに「百年の計」。

目先のことなどもわざと往左してしまった。私がいま一番恐れているのはそのことである。(『山林』6月号／大日本山林会)

◆こうすれば国産材価格は上がる  
／遠藤日雄(鹿児島大学農学部教授)『現代林業』6月号(全國林業改良普及協会)も熊崎論文と関連して注目。

◆エコ・フォレスティングの視点  
／柴田晋吾(林野庁計画課)

『森林技術』6月号(日本林業技術協会)も熊崎論文と関連して注目。

私が育ったのは、宮城県の四方

これから昭和三〇～四〇年代に

を山に囲まれたような農村。こどもの頃は山や川、田んぼの周りの水路で暗くなるまで遊んだ。そのままの田舎の大人は忙しかつたから、「どこへ行っちゃダメ、何をしてはダメ」とか言われることもなく、子どもは放つたらかしでみな逞しかつた。

日本の農山村は昔と比べようのないくらい変わった。遠くから見ればきれいだけれど、近づけば違ひが見えてくる。道路は舗装され、水路はコンクリートで固められ、山も雑木や竹が茂って子どもが遊べない。人の手が入らないため、人手をかけないために変わった。田畠や山での技術が途切れてしまっているのも問題だ。昔は田植えや稲刈りには近所で手伝つたし、入会林でもナタやカマをもつて地域で入つた。それで自然に人の輪ができる技術も伝わった。

行政が指導して若者に技術を伝える試みはしているが、それで若者が村に残つて生涯の仕事として継いでくれるかというと難しい。技術を持っている人が残っているあいだに、農林業の学校を整備して、そこを卒業したら農林業で食べていける仕組みを国は作つて欲

日本は経済成長が似合わない国だ。国土の大半を森林が占めている。日本が生きる道はグローバリゼーションではなく、自分たちが働くことで野菜を作り魚を捕つて森を育ててという自給自足の国を目指さなくてはいけない。

木を植えるボランティアが増えていると聞いたが、「森に入つて仕事を楽しむを感じて、今この都会の生活を捨てて農山村に入つて暮らして」と言いたい。そういう人が入つてくることで、地元の人も腰をあげてくれるようになるのでは。(『ぐりーん もあ』春号／国土緑化推進機構)

登記・供託関係	<p>① 登記・供託関係 10,253 人について、次のとおり、定員管理による純減のほかに業務見直しにより 759 人を純減する（注）。</p> <p>(注) なお、次の取組による削減数は 1,588 人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－登記事項証明書の交付等の証明事務について、市場化テストを実施し民間委託を行うことにより 1,181 人を削減（このうちオンライン利用による合理化に相当する 422 人を差し引いた 759 人を純減）</li> <li>－法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合により 57 人を削減</li> <li>－利用しやすいシステムへの改善等により登記申請事件等処理事務のオンライン利用率 50% を実現し、350 人を削減</li> </ul> <p>② 以上のほか、次の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－上記①の市場化テストの実施に当たっては、発注内容等を最大限に工夫してきるだけ多くの企業の入札参加を可能にすること及び入札企業の業務上の工夫がいかされるようにすることにより、民間活力を最大限に活用する。</li> <li>－登記申請事件等処理事務について、業務処理過程・体制を抜本的に見直す。</li> <li>－地図情報システムの導入による効率化に伴う定員削減及び法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合による定員削減の更なる積増しの検討について、できる限り早期に結論を得て、定員を合理化する。</li> </ul>
気象庁関係	<p>① 気象庁 5,958 人について、定員管理による純減のほか、次のとおり、業務見直しにより 192 人の定員を純減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることにより 174 人を純減</li> <li>－解説業務の遠隔化及び観測業務の可能な限りの自動化を実施することにより測候所を原則廃止し、18 人を純減</li> </ul> <p>② 以上のほか、機械化・自動化の進展等を反映した予報・観測業務の一層の効率化について、毎年度の厳格な定員管理の枠組みの中で厳しくチェックを行い、更なる定員の純減数の確保に取り組む。</p> <p>③ 今後、気象大学校において地方気象台の中核的な要員を育成するシステムについて、中立的な立場から評価を実施し、結果を公表する。</p>
行刑施設関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行刑施設関係について、次のとおり、業務見直しにより増員幅の抑制に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－從来から民間委託を実施している非権力的業務について民間委託数を 719 ポスト拡大する。</li> <li>－PFI 方式や構造改革特区の活用等あらゆる手法を用いて民間委託の拡大を図る。</li> <li>－行政職員の配置も含め非権力的な業務について更に見直しを行い、民間委託を行う業務の範囲及びポスト数の拡大を検討する。</li> </ul> </li> </ul>
防衛施設関係	<p>① 防衛施設解体後の新たな防衛組織の構築に当たっては、徹底した業務見直しを行い、組織・定員を減量・効率化する。</p> <p>② 調達に係る業務を処理する「透明性の高い実施部門」の組織の在り方については、独立行政法人制度の特性に十分に留意して検討する。</p>

(注) 各事項に共通して、管理業務の効率化を進める。

官庁営繕関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 官庁営繕関係 1,199 人について、次のとおり、定員管理と業務見直しを合わせて 122 人を純減する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>－「保全業務支援システム」の利用の普及促進により、保全の実地指導に関する業務 40 人、保全実態調査の評価等に関する業務 25 人を純減</li> <li>－位置・規模・構造の基準の設定等に関する基礎的調査業務の民間委託の拡充により 36 人を純減</li> <li>－国家機関の建築物の企画・調達に関する業務の企画段階における関係機関との調整の充実強化により 10 人、入札契約の運用に係るマニュアル化の促進により 11 人を純減</li> </ul> </li> </ul>
国土地理院関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国土地理院 797 人について、次のとおり、定員管理と業務見直しを合わせて 70 人を純減する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>－公共測量の指導・調整に関する業務の外部委託により 13 人、測量成果に係る審査業務における第三者機関による検定の活用の拡充による業務の合理化により 7 人を純減</li> <li>－地図の修正に係る基本情報調査業務等の外部委託を含む業務の合理化により 13 人を純減</li> <li>－G I S の開発・導入等による業務の合理化により 10 人を純減</li> <li>－内部管理業務の電子処理の推進、業務処理の集中化等により 27 人を純減</li> </ul> </li> <li>② 大規模災害等現状では予測し難い状況への対処を除き、今後 5 年間は、新規増員要求を行わない。</li> </ul>
自動車登録関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自動車登録関係 930 人について、次のとおり、定員管理と業務見直しを合わせて 138 人の定員を純減する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>－登録業務のうち登録事項等証明書の交付業務の民間委託により 10 人を純減</li> <li>－その他の登録業務の効率化により 108 人を純減</li> <li>－回送運行許可等の登録関係業務の効率化により 20 人を純減</li> </ul> </li> <li>② 今後 5 年間は、新規増員要求を行わない。</li> <li>③ 以上のほか、自動車保有関係手続のワンストップサービスの拡大及びその利用率の向上に努め、着実に定員の合理化を図る。</li> </ul>
ハローワーク関係及び労働保険（労災）関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ハローワーク・労働保険（労災）関係 17,178 人について、定員管理による純減のほか、次のとおり、業務見直しにより 738 人を純減する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>－職業紹介関連業務について、市場化テストを含む民間委託により 501 人を純減</li> <li>－労働保険の適用・徴収関連業務について、民間委託や社会保険との滞納整理の一元化等により 202 人を純減</li> <li>－雇用保険三事業の助成金の審査・支給業務の効率化により 35 人を純減</li> </ul> </li> <li>② 以上のほか、次の見直しを行う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>－職業紹介業務について、社会経済情勢の変化に応じて、民間参入の拡大や民間委託等を推進する。</li> <li>－雇用保険三事業の廃止を含めた徹底的な見直しについてできる限り早期に結論を得て、それに応じた定員の純減を行う。</li> <li>－社会保険・労働保険の適用・徴収業務について、整合的な情報システムを構築しつつ徴収事務の一元化等の取組を着実に進め、実施体制の効率化と利用者の利便性の向上を推進する。</li> </ul> </li> </ul>

社会保険庁関係	<p>① 社会保険庁関係 17,365 人について、「社会保険庁の組織・業務改革に伴う人員削減計画」(注)に基づき、次のとおり、定員管理と業務見直しを合わせて 3,000 人以上を純減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—政府管掌健康保険の公法人への移管により 2,000 人程度を純減</li> <li>—業務の外部委託等により 1,000 人以上を純減</li> </ul> <p>(注) 平成 17 年 12 月に社会保険庁が策定。平成 18 年度から 7 年間で、政府管掌健康保険の公法人（非公務員型）への移管（2,000 人程度）を含めて、17 年度に比較し、常勤公務員の定員を 20% 以上（3,500 人程度）純減する。</p> <p>② 以上のほか、次の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—社会保険庁改革の中で、業務フローの見直しや法令遵守の強化を含め、仕事のやり方自体の改革を早急に進める。</li> <li>—新組織発足後も不斷に改革を進めるとともに、総人件費の改革期間が 5 年間であることを踏まえ、改革の前倒しに努める。</li> <li>—社会保険・労働保険の適用・徴収業務について、整合的な情報システムを構築しつつ徴収事務の一元化等の取組を着実に進め、実施体制の効率化と利用者の利便性の向上を推進する。</li> </ul>
森林管理関係	<p>① 森林管理関係 5,264 人について、次のとおり、定員管理と業務見直しを合わせて 2,410 人を純減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—業務の効率化により 440 人を純減（うち定員管理による純減 369 人）</li> <li>—人工林の整備、木材販売等の業務の非公務員型独立行政法人への移行により 1,970 人を純減</li> </ul> <p>② 以上のほか、次の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—独立行政法人への移行後の国及び独立行政法人の具体的組織体制については、十分に精査し効率化を図る。</li> <li>—区分経理の在り方など今後の特別会計改革において検討される事項についての結論を踏まえ、更に定員の合理化を図る。</li> </ul>
国立高度専門医療センター関係	<p>① 国立高度専門医療センターについて、今後ともナショナルセンターとしての機能を的確に果たせるよう、必要な制度的・財政的な措置を講じた上で自律的かつ効率的な事業運営を行うことにより、その機能の充実発展を図りつつ、非公務員型独立行政法人とする。これにより、国立高度専門医療センター関係 5,629 人について、5,600 人程度を純減する。</p> <p>② 以上のほか、次の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—法人化後を含め、業務の効率化や債務返済計画等について検討し、必要な措置を講ずる。</li> <li>—法人形態の検討に当たっては共通業務の合理化・効率化に留意するとともに、法人化後は、法人形態の如何を問わず中期目標の下で業務運営の効率化を図る。</li> </ul>
国有財産管理関係	<p>① 国有財産管理関係 1,777 人について、次のとおり、定員管理と業務の見直しを合わせて 181 人を純減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—行政財産関係について、IT の活用等により 76 人を純減</li> <li>—普通財産関係について、IT の活用等及び民間委託により 81 人を純減</li> <li>—公務員宿舎関係について、IT の活用等及び民間委託により 24 人を純減</li> </ul> <p>② 今後 5 年間は、新規増員要求を行わない。</p> <p>③ 以上のほか、定型的業務の民間委託に限らず、高度利用等のノウハウを有する民間部門などの知見を活用するための工夫を行う。</p>

重点事项名	考核项目
集中核算等	① 财务核算部门4,132人(211人、次0人)、定员管理上考核1,904人(考核项目)。 一某地调查的原则上考核1,167人(考核项目)。 一企画·取引去向的考核的考核化199人(考核项目)。 一管理考核的考核化876人(211人、考核内容为重点化)、定员管理上考核538人(考核项目)。 ② 财务部876人(211人、考核内容为重点化)、定员管理上考核502人(考核项目)。 ③ 以上的压力、次0人考核项目。 一要重视的考核项目。国家贸易考核上考核266人(考核项目)。 一要重视的考核项目。国家贸易考核上考核123人(考核项目)。 一管理考核的考核化337人(考核项目)。 ② 消费·安全等部门4,096人(211人、次0人)、定员管理上考核549人(考核项目)。 一食品品质考核项目314人(考核项目)、实施方法等的考核188人(考核项目)。 一食品品质考核项目314人(考核项目)、实施方法等的考核147人(考核项目)。 ③ 以上的压力、次0人考核项目。 一改善改革事例的考核上考核1,003人(考核项目)。 一事场所·事场所等的考核项目355人(考核项目)。 一现场管理体系的考核根本的见直上考核400人(考核项目)。 一现场管理体系的考核根本的见直上考核50人(考核项目)。 一“道州制特别区域”内区域行政的推进(图示)法律率「施行及北海道 一札幌圈建筑部(石狩川圈建筑部)考核合400人(考核项目)、内部管理部門定量化考核上 人考核项目。 一札幌圈建筑部(石狩川圈建筑部)考核合138人(考核项目)。 一防災·技術力の考核上考核160人(考核项目)。 道直上考核项目。 本研究所以考核项目138人(考核项目)。
北海道圈建筑	① 北海道圈建筑6,283人(211人、次0人)、定员管理上考核1,003人(考核项目)。 一事场所·事场所等的考核根本的推進、圈建筑部の内部組織の統合等、組織体 制·業務处理体制の見直上考核1,003人(考核项目)。 一現場技術等、道路巡回業務等の民間委託を大幅に拡大する上考核400人(考核项目)。 一札幌圈建筑部(石狩川圈建筑部)考核合138人(考核项目)、内部管理部門定量化考核上 人考核项目。 一防災·技術力の考核上考核160人(考核项目)。 道直上考核项目。 本研究所以考核项目138人(考核项目)。
集中核算等	② 以上的压力、今後も地域合意の実現合意の見直上考核1,647人(考核项目)。 一要重视的考核项目。国家贸易考核上考核123人(考核项目)。 一管理考核的考核化337人(考核项目)。 ② 消费·安全等部门4,096人(211人、次0人)、定员管理上考核549人(考核项目)。 一食品品质考核项目314人(考核项目)、实施方法等的考核188人(考核项目)。 一食品品质考核项目314人(考核项目)、实施方法等的考核147人(考核项目)。 ③ 以上的压力、次0人考核项目。 一改善改革事例的考核上考核1,003人(考核项目)。 一事场所·事场所等的考核项目355人(考核项目)。 一现场管理体系的考核根本的见直上考核400人(考核项目)。 一现场管理体系的考核根本的见直上考核50人(考核项目)。 一“道州制特别区域”内区域行政的推进(图示)法律率「施行及北海道 一札幌圈建筑部(石狩川圈建筑部)考核合400人(考核项目)、内部管理部門定量化考核上 人考核项目。 一札幌圈建筑部(石狩川圈建筑部)考核合138人(考核项目)。 一防災·技術力の考核上考核160人(考核项目)。 道直上考核项目。 本研究所以考核项目138人(考核项目)。
集中核算等	① 财务核算部门3,297人(211人、次0人)、定员管理上考核1,167人(考核项目)。 一要重视的考核项目。国家贸易考核上考核266人(考核项目)。 一改善改革事例的考核上考核123人(考核项目)。 一要重视的考核项目。国家贸易考核上考核123人(考核项目)。 一管理考核的考核化337人(考核项目)。 ② 消费·安全等部门4,096人(211人、次0人)、定员管理上考核549人(考核项目)。 一食品品质考核项目314人(考核项目)、实施方法等的考核188人(考核项目)。 一食品品质考核项目314人(考核项目)、实施方法等的考核147人(考核项目)。 ③ 以上的压力、次0人考核项目。 一改善改革事例的考核上考核1,003人(考核项目)。 一事场所·事场所等的考核项目355人(考核项目)。 一现场管理体系的考核根本的见直上考核400人(考核项目)。 一现场管理体系的考核根本的见直上考核50人(考核项目)。 一“道州制特别区域”内区域行政的推进(图示)法律率「施行及北海道 一札幌圈建筑部(石狩川圈建筑部)考核合400人(考核项目)、内部管理部門定量化考核上 人考核项目。 一札幌圈建筑部(石狩川圈建筑部)考核合138人(考核项目)。 一防灾·技术力の考核上考核160人(考核项目)。 道直上考核项目。 本研究所以考核项目138人(考核项目)。

(2) 次の重点事項については、次のとおり、業務見直しを行う。

① 行刑施設関係

従来から民間委託を実施している非権力的業務について民間委託数を 719 ポスト拡大するとともに、PFI 方式や構造改革特区の活用等あらゆる手法を用いて民間委託の拡大を図ることなどにより、増員幅の抑制に努める。

② 防衛施設関係

防衛施設庁解体後の新たな防衛組織の構築に当たっては、徹底した業務見直しを行い、組織・定員を減量・効率化する。

(3) 定員合理化計画の着実な実施と真に必要な行政需要への適切な増員により、定員管理による純減として、(1) の①から⑩までの事項に係る分 ((1) の (注) 参照) に加えて国の行政機関のうちこれらの事項以外の分野に係る分により、5,000 人以上を確保する (注)。

(注) 平成 18 年度実績は 1,455 人の純減 (5,675 人の増員、7,130 人の削減)

### 3 今後の取組

(1) 事項別の純減数については実際の取組状況等に応じて適切に見直しを行うとともに、行政減量・効率化有識者会議の最終取りまとめにおいて指摘された課題の実現を図る。

(2) 上記 1 及び 2 の取組については、毎年度の定員審査を通じて厳しく精査する。

その際、各府省の減量・効率化に関する取組方針として取りまとめている「減量・効率化方針」を毎年改定することとし、この中で特に地方支分部局の業務及び IT 化に係る業務について見直しを徹底し、重点的に定員合理化を図る。

地方支分部局の整理合理化については、既往の閣議決定等に基づき、今後の事務事業の見直し及び定員の純減の進展等に併せて、引き続きその統合、廃止及び合理化を推進することとし、結論を得られたものについて逐次実施に移す。その際、IT 化の進展、競争の導入による公共サービスの改革の進展、中央省庁等改革の実施状況の点検及び道州制の導入に係る議論その他地方分権推進の状況等を踏まえる。

(3) 行政改革の重要方針等に基づき独立行政法人化の検討を行う際には、既に別紙中に方針が明記されたものを除き、非公務員型独立行政法人化について検討を行う。

(4) この閣議決定の実施に必要な制度や組織の改廃に関する法律上の措置については、できる限り早期に実施するとともに、5 年間の純減の実施状況を踏まえ、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和 44 年法律第 33 号）の定める定員の総数の最高限度を引き下げる。

② 食糧管理等関係

定員 7,393 人（食糧管理部門 3,297 人及び消費・安全部門 4,096 人）について、定員管理による 1,207 人の純減に加え、業務見直しにより 989 人を純減することにより、2,196 人を純減する。

③ 北海道開発関係

定員 6,283 人について、定員管理による 617 人の純減に加え、業務見直しにより 386 人を純減することにより、1,003 人を純減する。

④ 社会保険庁関係

定員 17,365 人について、定員管理による 1,000 人以上の純減に加え、業務見直しにより 2,000 人程度を純減することにより、3,000 人以上を純減する。

⑤ 森林管理関係

定員 5,264 人について、定員管理による 369 人の純減に加え、業務見直しにより 2,041 人を純減することにより、2,410 人を純減する。

⑥ 国立高度専門医療センター関係

定員 5,629 人について、業務見直しにより 5,600 人程度を純減する。

⑦ 国有財産管理関係

定員 1,777 人について、定員管理による 136 人の純減に加え、業務見直しにより 45 人を純減することにより、181 人を純減する。

⑧ 官庁営繕関係

定員 1,199 人について、定員管理による 72 人の純減に加え、業務見直しにより 50 人を純減することにより、122 人を純減する。

⑨ 国土地理院関係

定員 797 人について、定員管理による 50 人の純減に加え、業務見直しにより 20 人を純減することにより、70 人を純減する。

⑩ 自動車登録関係

定員 930 人について、定員管理による 128 人の純減に加え、業務見直しにより 10 人を純減することにより、138 人を純減する。

⑪ ハローワーク関係及び労働保険（労災）関係

定員 17,178 人について、定員管理による純減のほか、業務見直しにより 738 人を純減する。

⑫ 登記・供託関係

定員 10,253 人について、定員管理による純減のほか、業務見直しにより 759 人を純減する。

⑬ 気象庁関係

定員 5,958 人について、定員管理による純減のほか、業務見直しにより 192 人を純減する。

(注) 上記の重点事項については、定員管理による純減が少なくとも 4,869 人以上（①から⑩までの事項に係る分から③と⑧の重複分 10 人を除いたもの）、業務見直しによる純減が 13,936 人以上となる。

## 国の行政機関の定員の純減について

平成 18 年 6 月 30 日  
閣 議 決 定

行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）における総人件費改革の実行計画及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）第二章第四節の総人件費改革に基づく国の行政機関の定員（約 33.2 万人）の純減については、以下のとおりとする。

### 1 国の行政機関の定員の 5 年 5 % 以上の純減

国の行政機関の定員（平成 17 年度末定員を基準とする。以下同じ。）332,034 人に対して、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間で 5 % 以上の純減を行う。具体的には（1）及び（2）により 18,936 人（5.7%）以上の純減を確保する。

これを達成するため必要となる職員の配置転換、採用抑制等については、別途定めるところにより、政府全体として取り組む。

#### （1）重点事項における業務の大胆かつ構造的な見直しによる純減

2（1）の重点事項については、行政減量・効率化有識者会議の最終取りまとめを踏まえ、業務の大胆かつ構造的な見直し（以下「業務見直し」という。）により、事業の要否及び主体について仕分けを行い効率化を図り、事務事業の削減を強力に進める。これにより、国の行政機関の定員について 5 年間で 13,936 人（4.2%）以上の純減を確保する。

#### （2）厳格な定員管理による純減

定員合理化計画（定員の 10% 以上の合理化）を着実に実施するとともに、メリハリをつけつつ増員を厳しく限定する厳格な定員管理（以下「定員管理」という。）を行う。これにより、行政需要の変化に対応した定員の再配置を進めつつ、国の行政機関の定員について 5 年間で 5,000 人（1.5%）以上の純減を確保する。

### 2 重点事項別の取組等

上記 1 の純減を実施するため、次のとおり取り組む。このうち（1）及び（2）の事項別の業務見直し等の内容は、別紙のとおりとする。

#### （1）次の重点事項については、業務見直し及び定員管理により、次のそれぞれの目標数以上の純減を行う。

##### ① 農林統計等関係

定員 5,008 人（農林統計部門 4,132 人及び情報部門 876 人）について、定員管理による 1,300 人の純減に加え、業務見直しにより 1,106 人を純減することにより、2,406 人を純減する。

# 森林の未来を憂えて

## ——国民森林会議設立趣意書——

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の中文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまさに暗いといわねばなりません。

このような現実を見すごしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどうに活力を与える、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びと、都市に住む人々とはどのように手をにぎり合えるでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服ができるでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同ご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

## 季刊 国民と森林

2006年夏季号  
第97号

■発行 2006年7月1日

■発行責任者 只木良也

■発行所 国民森林会議

東京都文京区大塚3-28-7

TEL 03-3945-6931

振替口座00120-0-70096

■定価 1,000円(税込)

(年額3,000円)